

東京都公報

発行
東京都

目次

150

規則

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部人事課）…
 - 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…
 - 東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地整備部管理課）…
 - 東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業施行細則の一部を改正する規則……………（同）…
 - 東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…
 - 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部食品監視課）…
- 告 示**
- 東京都建築安全条例第三条の二及び第七条第二号の規定に基づく壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備の構造方法……………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 規 程（下水）**
- 東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程……………

規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例施行規則（昭和六十三年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

六十二年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年東京都規則第五百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十七の二の項中「三十五の三の項ホ」を「三十五の三の項ネ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規則の一部を改正する規

則を公布する。

令和元年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八号

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規則の一部を改正する規則

東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規則(平成三十一年東京都規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「当該清算金に係る施設建築物の建築工事の完了の公告の日の翌日」を「法第百十八条の二十三第一項の規定による通知を發した日」に、「年六パーセントを」を「法第百十八条の二十三第一項の規定による通知を發した日における法定利率を」に、「年六パーセント」を「当該法定利率」に改め、同項第一号に次のように加える。

エ 金利方式 全期間固定

第二十六条第二項第二号に次のように加える。

エ 金利方式 全期間固定

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第百十八条の二十三第一項の規定による通知が發せられた場合における同法第百十八条の二十四第二項において準用する同法第百六条第一項の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、この規則による改正後の東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業施行規則第二十六条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十二月二十五日

●東京都規則第九号

東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業施行細則の一部を改正する規則

東京都知事 小 池 百合子

東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業施行細則(平成十年東京都規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「換地処分公告の日」を「土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号。以下「法」という。)第百三条第四項の規定による公告があった日」に、「年六パーセントを」を「法第百三条第四項の規定による公告があった日の翌日における法定利率を」に、「年六パーセント」を「当該法定利率」に改め、同条に次の一号を加える。

四 金利方式 全期間固定

第六条中「土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

附則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日の前々日までに土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項の規定による公告があった場合における同法第百十條第二項の規定による分割徴収に係る清算金に付すべき利子の利率については、この規則による改正後の東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業施行細則第五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則を公布する。

令和元年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第十号

東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年東京都条例第八十一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(設備の基準)

第三条 条例第十一条第三項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者が当該入居者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する場合等、二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難い場合にあつては、四・九五平方メートル以上とすること。

ニ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいづれかに直接面して設けること。

ヘ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

二 炊事設備

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所

入居定員に適したものを設けること。

四 便所

入居定員に適したものを設けること。

五 浴室

イ 入居定員に適したものを設けること。

ロ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場

入居定員に適したものを設けること。

(電磁的方法による手続)

第四条 条例第十五条第八項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第十五条第一項に規定する重要事項及び同条第二項に規定する事項（以下この条において「重要事項等」という。）を送信し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所に使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（条例第十五条第八項後段に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は同条第十項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所に使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

(利用料の基準)

第五条 条例第十六条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 食事の提供に要する費用

食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

二 居室使用料

イ 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当す

る額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

ロ イに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

三 共益費

共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

四 光熱水費

居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

五 日用品費

入居者が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

六 基本サービス費

入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

イ 人件費、事務費等(前号の基本サービス費に係るものを除く。)に相当する金額とすること。

ロ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(日常生活に係る金銭管理の基準)

第六条 条例第二十三条ただし書に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度を可能な限り活用すること。

二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、条例第二十三条ただし書に規定する金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であつて、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するもの(以下この条において「金銭管理希望者」という。)に係る金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。)であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。

三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。

四 金銭管理希望者の意思を尊重して金銭等を管理すること。

五 条例第十五条第一項前段に規定する契約とは別に、金銭管理希望者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が二人以上で確認を行う等の

適切な体制を整備すること。

七 金銭管理希望者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に当該金銭管理希望者に報告を行うこと。

八 金銭管理希望者が退居する場合は、速やかに、管理する金銭等を当該金銭管理希望者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理方法、金銭管理希望者に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更した場合は、知事に届け出ること。

十一 金銭管理希望者が生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者である場合は、当該金銭管理希望者と第五号に規定する契約を締結し、又は当該契約を変更したときに、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。

十二 金銭等の管理の状況について、都の求めに応じて速やかに報告できる体制を整備すること。

(サテライト型住居に係る基準)

第七条 条例第三十一条第三項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の配置の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 条例第五条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 四以下

二 条例第五条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

2 条例第三十一条第四項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の配置の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 条例第五条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 二十人以下

二 条例第五条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第七条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)第五条の規定による改正前の社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所(次項において「届出済みの無料低額宿泊所」という。)が、事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、この規則の施行の日から起算して三年を経過する日までの間、第三条第一号イ及びニからへまでの規定は、適用しない。

3 届出済みの無料低額宿泊所が、平成二十七年六月三十日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成していたものを含み、同年七月一日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第三条第一号ハに規定する基準を満たさないものについては、同号ハの規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

- 一 居室の床面積は、収納設備等を除き、三・三平方メートル以上とすること。
- 二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第三条第一号ハに規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。
- 三 入居者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

四 条例第十一条第四項第一号の規定にかかわらず、共用室を設けること。

五 居室の床面積の改善についての計画を、都と協議の上作成すること。

六 前号の規定により作成した計画を都に提出するとともに、段階的かつ計画的に第三条第一号ハに規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

4 前項の建物については、同項第六号の規定による必要な改善が行われない限り、新たな居室を増築してはならない。

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百一十一号

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則の一部を改正する規則

東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号及び第二号中「成年被後見人とする登記記録がないことの証明書、身分証明書」を「条例第六条第三号に該当しないことを証明する医師の診断書」に改める。

別記第三号様式中

大 昭 平	年	月	日	を	年	月	日	に改
-------------	---	---	---	---	---	---	---	----

める。

別記第六号様式中「(3) 成年被後見人」を「(3) 精神の機能の障害によりふぐの処理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に、「成年被後見人とする登記記録がないことの証明書及び身分証明書」や「東京都ふぐの取扱い規制条例第6条第3号に該当しないことを証明する医師の診断書」に改め、「もの」の次に「2枚」を加える。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則別記第三号様式及び第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第八百八十七号

東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第三条の二及び第七条第二号の規定に基づき、壁、柱、床その他の建築物の部分及び外壁開口部設備について知

事が定める構造方法は、令和元年国土交通省告示第百九十四号第四第一号イに定めるところによるものとする。

令和元年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第十八号

東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十二月二十五日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を

改正する規程

東京都指定排水設備工事事業者規程 (平成十三年東京都下水道局管理規程第四号) の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「個人にあつては、」及び「の欠格事由」を削り、「証明」を「誓約」に改める。

第六条に次の一項を加える。

5 東京都指定排水設備工事事業者は、条例第七条の三第二項第一号又は第二号に該当するに至ったときは、その旨を別記第六号様式の二により管理者に届け出なければならない。

第九条第三項第一号中「条例第七条の三第二項第一号又は第二号の欠格事由」を「条例第七条の三第二項第二号又は条例第七条の八第五項第一号」に、「証明」を「誓約」に改める。

第十一条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 排水設備工事責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該排水設備工事責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったとき又は条例第七条の三第二項第二号に該当するに至ったときは、その旨を別記第十二号様式により管理者に届け出なければならない。

第十二条第一項ただし書中「条例第七条の三第二項第一号又は第二号」を「条例第七条の三第二項第二号又は条例第七条の八第五項第一号」に改め、同項第二号中「短期大学」の下に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)」を、「卒業した者」の下に「(専門職大学前期課程にあつては、修別記第三号様式を次のように改める。」

第3号様式 (第5条関係)

東京都指定排水設備工事事業者証再交付申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の4第2項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者証の再交付の申請をします。

再 交 付 理 由	
指 定 番 号	第 号
事 業 所 所 在 地	
フ リ ガ ナ	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	㊟
電 話 番 号	
(フアクシミリ番号)	

添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 申請者 (法人にあつては、その代表者) が以下のいずれにも該当しないことを誓約する書類 ・精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 <input type="checkbox"/> 商業登記事項証明書 ※法人のみ <input type="checkbox"/> 事業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書(写)
---------	---

※ この欄は、記入しないでください。

発 行	収入確認
-----	------

(日本産業規格 A列 4番)

別記第六号様式の次に次の一様式を加える。

第6号様式の2 (第6条関係)

排水設備工事事業者指定要件確認届

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第5項の規定により、東京都下水道条例第7条の3第2項第1号又は第2号に該当したことを届け出ます。

届 出 事 由	・精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態にある。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない状態にある。
指 定 番 号	第 号
事 業 所 所 在 地	
フ リ ガ ナ	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	㊟ (代表者個人印)
電 話 番 号	
(フアクシミリ番号)	

※この欄は、記入しないでください。

入 力	
-----	--

(日本産業規格 A列 4番)

別記第七号様式から第九号様式までを次のように改める。

第7号様式 (第9条関係)

排水設備工事責任技術者登録申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の8第1項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の申請をします。

住 所	電話番号 ()
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日

添付書類 ○以下のいずれにも該当しないことを誓約する書類 ・精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	提出書類 ○住所を証明する書類 ○登録資格を証明する書類
---	------------------------------------

振替払込請求書兼受領証 貼 付

※ この欄は、記入しないでください。

登録番号	排水設備工事責任技術者 号
入 力	収入確認

(日本産業規格 A列 4番)

第8号様式 (第9条関係)

排水設備工事責任技術者登録更新申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の8第3項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の更新の申請をします。

住 所	電話番号 ()
フリガナ	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	排水設備工事責任技術者 第 号

添付書類 ○以下のいずれにも該当しないことを誓約する書類 ・精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	提出書類 ○住所を証明する書類 ○登録資格を証明する書類
---	------------------------------------

振替払込請求書兼受領証 貼 付

※ この欄は、記入しないでください。

入 力	収入確認
-----	------

(日本産業規格 A列 4番)

第9号様式 (第10条関係)

排水設備工事責任技術者証再交付申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の9第2項の規定により、排水設備工事責任技術者証の再交付の申請をします。

再 交 付 理 由

住 所	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>																				

電話番号 ()

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
登録番号	排水設備工事責任技術者 第 号

提出書類 ○登録資格を証明する書類

振替払い請求書兼受領証 貼 付

※ この欄は、記入しないでください。

発行		収入確認	
----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

別記第十号様式中「提示書類」を「提出書類」に改め、「排水設備工事責任技術者証」の次に「の写し」を加え、「提示書類」や「提出書類」及び「提示して」や「提出して」に改める。

別記第十二号様式及び第十三号様式を次のように改める。

第12号様式(第11条関係)

排水設備工事責任技術者登録要件確認届

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第11条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届出事由	<ul style="list-style-type: none"> ・精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態にある。 ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない状態にある。
------	--

住所	
フリガナ	
氏名	
登録番号	

届出者	
住所	
氏名	
(親族・代理人)	

※この欄は、記入しないでください。

入力

(日本産業規格A列4番)

第十三号様式 削除

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都指定排水設備工事事業者規程別記第三号様式及び第七号様式から第十号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二二)一〇一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

